

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 茨城県 |
| 3. 市区町村名 | 潮来市 |
| 4. 届出番号 | 4 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 74-0 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.itako.lg.jp/news.php?code=1583 |

執行機関名 潮来市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 56 | |
| ③番号法別表第2の項 | 74 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第二の欄 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)による医療福祉費支給事務であつて規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条 | 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 | 第一条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活と安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号) 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 | 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第2条及び第5条 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)第3条第2項及び第4条第2号 |
| ②事務の内容 | 児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 | 妊産婦に対する医療費助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ | 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第5条第1項第1号及び第2項並びに第3項 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)第3条第2項及び第4条第2号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報 | 当該請求に係る妊産婦(潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第2条第1項第1号の妊産婦をいう。)若しくはその配偶者又は当該者の配偶者を除く主として当該者の生計を維持する者(扶養義務者)に係る市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報4 | | |